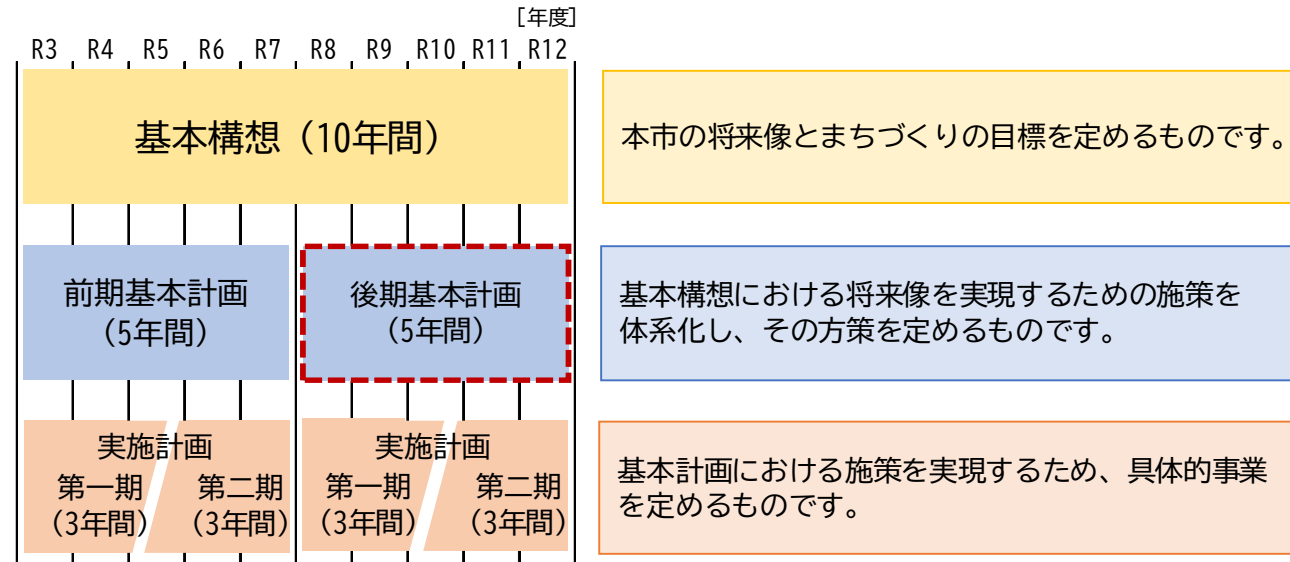


第5次総合振興計画後期基本計画 策定方針

1 策定方針の趣旨

令和8年度を始期とする後期基本計画の策定にあたり、「基本的な考え方」や「体制」等について、方向性を示すもの。

【計画の構成・期間】



2 策定の基本的な考え方

基本構想における「計画の特徴」の趣旨に則り、前期基本計画をベースに社会情勢等を踏まえて策定する。

【基本構想(P5)】 計画の特徴	【後期基本計画】 策定の基本的な考え方
市民の参画による 計画策定	越谷市自治基本条例における「自治の基本原則」である「参加」「協働」「情報共有」を踏まえ、デジタル技術を活用し、より多くの市民の参画により策定する計画とする。
総合戦略と一体的 に進める計画	人口減少問題の克服と地方創生を目的とした「総合戦略」を、基本計画のなかに位置づけて一体的に策定する。 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づく「デジタル田園都市国家構想総合戦略」、「埼玉県デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえて策定する。
SDGsの理念を 踏まえた計画	国際社会共通の目標である「SDGs (持続可能な開発目標)」の理念を踏まえ、横断的に取り組むべき地域課題の解決を図り、持続可能なまちづくりを進めるための計画とする。

3 策定プロセス・策定体制

I 市民参加の取組み

① 地区まちづくり会議【令和6年度】

市内13地区に設置されている地区まちづくり会議において、地区の現状や課題等を整理し、本市の施策(市へ期待すること)等に関する提言をいただく。

- ・各地区の現状、課題等を踏まえ、地区まちづくり会議提言書(令和元年度(基本構想・前期基本計画策定時)に作成したもの)を更新する



② 懇談会(ワークショップ)【令和6年度】

(1) 市民懇談会

市民の市政への関心を高める機会とするとともに、多方面から本市の施策等に関する提案をいただく。

- ・グループを編成し、ワークショップを開催する
- ・WEBシステムにより、行政と市民、あるいは市民どうしが、オンライン上で双方向に意見交換できる環境を整備する



(2) 若者まちづくり懇談会

今後のまちづくりを担う若者の市政への関心を高める機会とするとともに、若者目線で本市の施策等に関する提案をいただく。

- ・グループを編成し、ワークショップを開催する
- ・対象者は、中学生、高校生・大学生(相当年齢)とする(前期基本計画策定時は高校生・大学生(相当年齢)を対象)

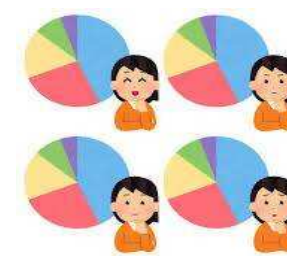


③ アンケート等

(1) 市民および団体・事業所アンケート【令和6年度】

市民および市内団体・事業所から、本市の施策等に関する意見等をいただく。

- ・「市民アンケート」の対象者は、16歳以上の市民とする(前期基本計画策定時は18歳以上の市民を対象)
- ・郵送またはインターネットによる回答とする



(2) パブリックコメント【令和7年度】

計画素案について、広く市民から意見をいただく。
(「越谷市意見公募手続に関する要綱」に基づき実施)

- ・計画素案を公表し、手紙、FAX、電子メール等により広く市民の意見を募集する

II 庁内体制（令和6・7年度）

① 政策会議

- 方針・施策、取組み等を総合的に協議する。
- 市長、副市長、教育長および部長で構成し、市長が主宰する。（越谷市政策会議設置規則）

② 検討委員会

- 大綱間の調整、大綱をまたがる方針・施策の検討をおこなう。
- 下記の各部会の部会長で構成し、委員長は政策課長とする。

【部会】

- 各大綱の現状と課題を整理・分析し、施策や取組み等の検討をおこなう。
- 関係課長で構成し、部会長は部会員の互選とする。

◇各課における取組み（全職員の策定作業への関与）

- ・各課長は、職位、年代、職種に関わらず、所属する職員のアイデア・意見・提案等を吸い上げ、これを集約した上で、各課の原案を作成する

◇セクションの枠を越えた取組み（職員提案制度等の実施）

- ・自らの担当分野以外においても施策プラン等を出せるよう、広く職員の意見を募集する

III 審議会（令和7年度）

越谷市総合振興計画審議会

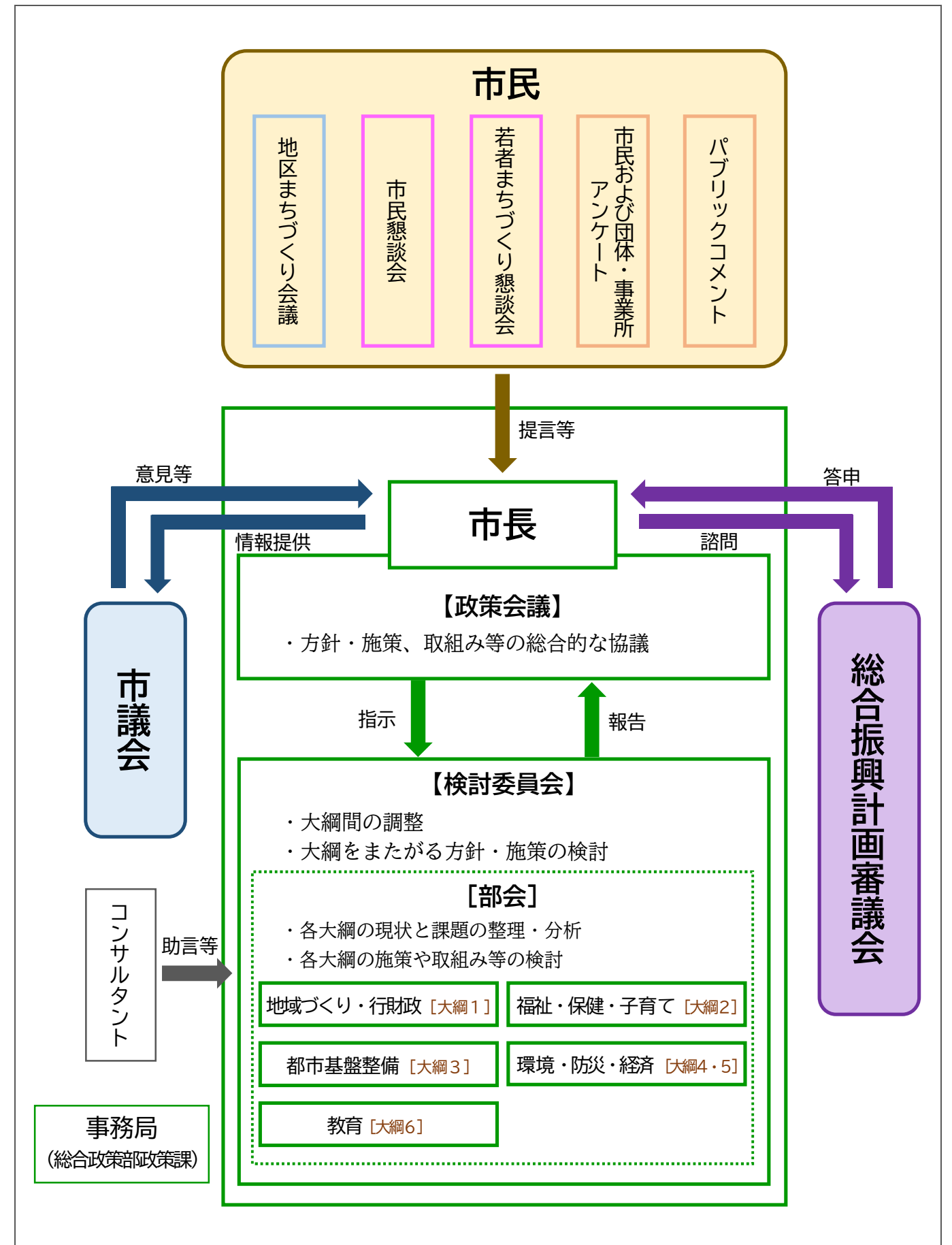
- 越谷市総合振興計画審議会条例に基づき、市長の諮問に応じ、市の総合振興計画の策定および実施に関し必要な調査、研究および審議をおこなう。

委員構成	人数	[参考] R2年度
(1) 公共的団体の代表者	40人以内	17人
(2) 地区まちづくり会議の代表者		13人
(3) 公募委員		7人
(4) 知識経験者		3人
計		40人

IV 市議会との関係

計画策定にあたっては議会の意見を尊重し、計画の内容について、適宜、情報提供するものとする。

【体制図】



4 策定スケジュール（予定）

R5年度	R6年度												R7年度											
1~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

I 市民参加の取組み

地区まちづくり会議	地区まちづくり会議提言書の更新																								
市民懇談会																									
若者まちづくり懇談会																									
市民および団体・事業所アンケート																									
パブリックコメント																									

II 庁内体制

政策会議		●							●																
検討委員会			●									●													
部会			●					●			●														

策定調書の作成（各課）

III 審議会

総合振興計画審議会																									
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

